

同族会社への無利息貸付けに対する行為計算否認—裁決事例から読み解く近時の動向

April 2026

In brief

企業オーナーが同族会社に対して、無利息あるいは低利率で多額の貸付けを行うことは、実務上珍しくありません。しかし、こうした貸付けに対して、所得税法第 157 条第 1 項(同族会社の行為又は計算の否認規定。以下、「行為計算否認規定」)が適用され、利息相当額が雑所得として認定課税された裁決事例が、近年複数公表されています¹。

個人から同族会社への無利息貸付けについて行為計算否認規定の適用が認められた先例としては、いわゆる平和事件²があるものの、その後約 20 年にわたり同種の裁判例・裁決事例は見当たらない状況が続いていました。今般相次いで公表された裁決事例は、こうした長い空白を経て、課税当局が無利息・低利率での貸付けに厳格な姿勢で臨みつつあることを示唆するものといえます。

本ニュースレターでは、令和 7 年(2025 年)3 月 7 日裁決を中心に、①事案の概要と取引スキーム、②争点に対する審判所の判断、③平和事件の判断との比較を整理した上で、④企業オーナーが既存・新規の貸付けについて確認すべき実務上のポイントを解説します。なお、本件はいずれも国税不服審判所の裁決の段階までの情報に基づくものであり、地方裁判所への取消訴訟提起および審理の状況は不明である点にご留意ください。

In detail

1. 事案の概要: 令和 7 年(2025 年)3 月 7 日裁決

本件は、請求人が、その長男が全株式を保有する同族会社(以下、「L 社」)に対し、約 23 億 4,459 万円を「無利息・無期限・無担保」で貸し付けたところ、原処分庁が行為計算否認規定を適用し、利息相当額を雑所得に算入して 2018 年分から 2022 年分までの更正処分等を行ったという事案です。請求人がその全部の取消しを求めて審査請求したところ、審判所は、無利息としたことは経済的合理性を欠くと判断し、行為計算否認規定の適用を認めた上で、原処分庁が用いた利率も適正と認めました(詳細は後述)³。

1 令和 6 年(2024 年)5 月 15 日裁決、令和 6 年(2024 年)6 月 10 日裁決、令和 7 年(2025 年)3 月 7 日裁決。

2 東京地裁平成 9 年(1997 年)4 月 25 日判決、東京高裁平成 11 年(1999 年)5 月 31 日判決、最高裁第三小法廷平成 16 年(2004 年)7 月 20 日判決。

3 先物取引に係る繰越損失金額の記載に関する部分については、原処分の一部が取り消されていますが、本ニュースレターでは言及しません。

(1) 本件の関係法人

法人	設立	目的	備考
L 社 (本件同族会社)	2017 年 4 月	株式の保有等	<ul style="list-style-type: none"> 請求人の長男が発行済株式の全部を保有 請求人が取締役(のち代表取締役)
P 社	2003 年 7 月	不動産の賃貸等有価証券の保有・運用等	普通株式全 4 株を請求人・長男・父・母が各 1 株保有(他の種類株式は無議決権)
Q 社	1978 年 7 月	事業会社 (詳細非公開)	P 社の 100%子会社。純資産約 148 億～180 億円

(2) 取引の経緯

時系列は下表のとおりです。取引の全体をみると、請求人が L 社から受領した株式譲渡代金の一部(約 23.4 億円)が、定期預金を経由して L 社に還流しており、本件貸付けの実質は、L 社の銀行借入れ(有利息・担保付)が請求人からの貸付け(無利息・無担保)に置き換わったものといえます。最終的には R 銀行からの借入れ(融資契約 3)により全額弁済され、再び有利息の銀行借入れに戻っています。

年月日	出来事
2017 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> 請求人が L 社との間で、保有する P 社第一種株式 3,100 株を約 29.4 億円で譲渡する契約を締結 L 社が R 銀行と融資契約 1(特殊当座借越)を締結し、約 29.4 億円を借入れ L 社が請求人に株式譲渡代金(約 29.4 億円)を支払い 請求人が R 銀行に約 23.4 億円を定期預金として預入れ
2017 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> L 社が借換えのため、R 銀行・S 銀行と融資契約 2(シンジケートローン)を締結(個別貸付 A:6 億円、個別貸付 B:約 23.4 億円) 請求人の定期預金に個別貸付 B の担保として質権を設定 L 社が R 銀行にアレンジメントフィー等約 6,600 万円を支払い
2017 年 7 月	L 社が融資契約 2 の資金で融資契約 1 の債務を全額弁済(借換え完了)
2017 年 9 月	P 社臨時株主総会で第二種株式を導入。L 社保有の第一種株式 3,100 株を第二種株式に変更(1 株あたり年 41,000 円の優先配当、年間合計約 1 億 2,710 万円)
2018 年 6 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> 個別貸付 B(約 23.4 億円)の満期到来 請求人が R 銀行の定期預金を解約し約 23.4 億円の払戻しを受ける 請求人が同日、同額を L 社に無利息・無期限・無担保で貸付け(=本件貸付け) L 社がこの資金で個別貸付 B を全額弁済
2019 年 6 月	P 社が第二種株式の優先配当を 1 株あたり年 83,000 円(年間合計約 2 億 5,730 万円)に倍増
2019 年 12 月	L 社が請求人に対し、本件貸付けのうち約 3.4 億円を返済(残債務 20 億円)
2017 年 9 月～ 2022 年 9 月	L 社が R 銀行・S 銀行に対し融資契約 2 の個別貸付 A(6 億円)を全額弁済
2023 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> L 社が R 銀行と融資契約 3(金銭消費貸借)を締結し、20 億円を借入れ L 社が請求人に対し本件貸付けの残債務 20 億円を全額弁済 ※本件貸付け終了(貸付期間:約 4 年 9 カ月)
2024 年 2 月	原処分庁が行為計算否認規定を適用し、本件貸付けにつき請求人が収受すべき利息相当額を雑所得の総収入金額に算入して、2018 年分～2022 年分の所得税等の更正処分等を実施

2. 争点

本件では主として次の 2 点が争われました。

- 争点 1: 本件貸付けが、行為計算否認規定の要件である「所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するか
- 争点 2: 利息相当額の計算の基礎とされた利率は適正か

(1) 争点 1: 無利息貸付けの経済的合理性

審判所は、「『所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの』とは、同族会社等の行為又は計算のうち、経済的かつ実質的な見地において不自然、不合理なもの、すなわち経済的合理性を欠くものであって、所得税の負担を減少させる結果となるものをいうと解するのが相当である」としました。

その上で、無利息貸付けが経済的合理性を欠くかどうかは、「当該貸付けの目的、金額、期間等の融資条件、無利息としたことの理由等の諸事情を総合的に考慮して判断すべき」として、以下の判断を行いました。

論点	請求人の主張	審判所の判断
融資条件の評価	—	約 23 億円を無利息・無期限・無担保で貸し付けるという融資条件は、独立かつ対等で相互に特殊の関係のない当事者間で通常行われる取引とは大きく異なる
貸付けの目的・性質	L 社の倒産等に伴う多額の損失を回避するための緊急かつ暫定的な対応であり、租税回避の目的はなかった	弁済資金を貸し付ける必要があったとしても、L 社の財務状況を踏まえると、無利息とする合理的な理由は見出せない
無利息の慣行	役員の同族会社に対する貸付けは無利息で行われるのが一般的である	同族会社の役員が無利息で貸付けを行う事例が存在することは、23 億円余りという多額の金銭を無期限、無担保で貸し付ける場合に無利息とすることの経済的合理性の判断を左右しない
貸付けの原資	請求人の自己資金(定期預金の払戻金)を用いて実行したものである	原資が自己資金であることは、無利息とすることの経済的合理性の判断を左右しない
債務超過	L 社は 2018 年 2 月末日時点で債務超過であった。	L 社は本件貸付時点(2018 年 6 月 29 日)では債務超過だったが、その後 P 社からの配当により 2019 年 2 月期において資産超過に転じ、以降も超過額は年々増加している
配当金収入の見通し	L 社は P 社からの配当金が主な収入源であったが、当時の事業環境は急速に悪化しており、安定して多額の配当金が支払われることを見込める状況になかった	P 社は多額の利益剰余金を計上し、経常利益も堅調に推移しており、数年以内に配当が不可能になるほど財務状況が悪化するとは具体的に見込まれていなかった。また、P 社の議決権の 4 分の 3 を請求人・父・長男が保有しており、利息を賄える程度の配当金を P 社から得られる見込みが十分にあった
結論	上記を考慮すれば無利息としても不自然・不合理ではなく、行為計算否認規定に該当しない	無利息としたことは経済的かつ実質的な見地において不自然・不合理であり、経済的合理性を欠くものとして、行為計算否認規定に該当する

(2) 争点 2: 利率の適正性

審判所は、本件貸付けの利息相当額について、「個人が特殊の関係のない法人に金員を貸し付けるに当たり、当該法人が金融機関から当該金員を借り入れる際に必要な利率と同様の利率を付することは、経済的合理性が認められる」として、L 社が実際に金融機関から借り入れた際の金利を基礎として計算することに合理性があると判断しました。

その上で、L 社が締結した融資契約 1(特殊当座借越、約 29.4 億円、期間約 1 カ月)、融資契約 2 の個別貸付 A(6 億円、期間約 5 年 2 カ月)および個別貸付 B(約 23.4 億円、期間約 11 カ月)、融資契約 3(金銭消費貸借、20 億円、期間約 9 年 6 カ月)の各融資条件と、本件貸付け(約 23.4 億円、期間約 4 年 9 カ月)とを比較検討し、貸付金額・貸付期間の双方で類似性が最も高い融資契約 3 を参照すべき比較対象と認定しました。

さらに、本件貸付けは無担保であるのに対し、融資契約 3 には Q 社(純資産約 148 億～180 億円)・P 社(同約 41 億～66 億円)の連帯保証が付されていること、また本件貸付け当時の L 社は債務超過であったのに対し融資契約 3 の締結時には資産超過に転じていたことから、本件貸付けの標準的な利率は融資契約 3 の利率を下回ることはないと判断しました⁴。

これに対し請求人は、本件貸付けの原資が定期預金の払戻金であることから定期預金利率を基準とすべきである、あるいは本件貸付けが個別貸付 B の弁済原資として実行されたことから個別貸付 B の利率を基準とすべきであると主張しました。また、融資契約 3 は本件貸付けから約 5 年後に締結されたものであり参照は不適切であるとも主張しましたが、審判所は、定期預金と無担保貸付けでは回収不能リスクが根本的に異なること、個別貸付 B は期間(約 11 カ月)の点で本件貸付けと大きく異なること、本件貸付け日から融資契約 3 の借入日までの間日本円 TIBOR(3 カ月物)は 0.05%～0.09%で推移し特段の変動がなかったことから、いずれの主張も退けました。

3. 平和事件との比較

個人から同族会社への無利息貸付けに行き計算否認規定が適用された先例として、いわゆる平和事件があります。同事件では、原告(個人)が自ら設立した同族会社に対し上場会社株式を譲渡した際の譲渡代金である約 3,455 億円を無利息・無期限・無担保で貸し付けたことが問題となりました。貸付金の原資は、原告が銀行から 1 日だけ短期借入して調達した資金であり、同族会社が原告から株式を取得する代金として原告に支払われた後、同日中に原告から同族会社に還流するという構造でした。この点は本事案と類似しています⁵。

ただし、判断の枠組みには違いもみられます。地裁は、個人から同族会社への無利息貸付けは原則として経済的合理性を欠くものであって、経営責任・好意的援助の範囲内である等の「特段の事情」がある場合に限り例外となるという判断を示しました。また、利率の認定については、東京地裁が全国銀行の長期貸出約定平均金利を採用したのに対し、本裁判では同族会社の個別具体的な融資契約の約定利率を参照しており、より具体的なアプローチが採用されています。

4. 実務上のポイント

個人は営利追求を本旨とする法人とは異なり、法人税法第 22 条のように時価による取引を擬制する明文規定が存しないこともあって、個人から同族会社への貸付けにおいては、実務上、無利息ないし低利率で、返済期間も相当の長期にわたる設計が採用される事例が少なからず見受けられます。

しかし、本裁判および平和事件のいずれにおいても、個人から同族会社への無利息貸付けは独立当事者間の取引とは異なるものとして行為計算否認規定の適用が認められています。これは、個人と同族会社間における貸付けの場合には、独立第三者間で成立し得る取引条件と同等の水準をもって行うことが求められる旨が示されたものといえます。企業オーナーが同族会社への貸付けを行う際には、税務の観点から、利率設定その他の貸付条件の検討、市中金利の上昇等の経済環境の考慮等が、今まで以上に必要になると考えられます。

The takeaway

個人から同族会社への無利息貸付けに対する行為計算否認規定の適用を認めた裁判が相次いで公表されたことは、課税当局がこの領域に改めて厳格な姿勢で臨みつつあることを示唆しています。今後の税務調査等においても、これらの裁判が一定の指針として機能することが考えられるため、課税実務の動向を引き続き注視する必要があります。

4 なお、融資契約 3 の基準金利は「R 銀行が短期金融市場等において調達可能な金利」と定められており、審判所はこれが日本円 TIBOR の利率と近似すると認定しています。融資契約 3 の利率適用期間が約 3 カ月ごとであることから、TIBOR(3 カ月物)に対応した利率を用いることが相当とされ、原処分庁が採用した TIBOR(3 カ月物)＋スプレッドの利率は適正であるとなりました。

5 ただし、株式譲渡を行ってから個人から同族会社に対する貸付けへの切替えまでの期間がわずか 1 日であった平和事件と、約 1 年であった本事案の差はあります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー 望月 文太	パートナー 深田 かおり	パートナー 林 雄高
パートナー 山内 良	パートナー 塩谷 洋子	パートナー 佐々木 真美
シニア マネージャー 齋藤 大志	シニア マネージャー 西尾 結	

過去のニュースレターのご案内

[過去のニュースレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、国際税務、M&A 税務、税務業務における生成 AI などの最新テクノロジーの活用を含め、幅広い税務コンサルティングを PwC グローバルネットワークと連携しながら提供しています。税務の専門性とテクノロジーを融合させ、経営課題の解決に資するビジネスパートナーとして、企業を包括的に支援することを目指します。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 137 の国と地域に 364,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザリーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2026 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.